

令和6年5月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和6年5月総会議事録

1 日 時 令和6年5月15日（水） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)

第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)

第3号 農用地利用集積計画及び農地利用集積等促進計画の承認について
(利用権3件・農地中間管理事業に係る利用権30件)

報告事項

1 土地現況証明報告（非農地証明） (2件)

2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(3件・農地中間管理事業に係る合意解約2件)

3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)

4 出席委員（19人：議席順）

1 番 岡藤 英雄	2 番 村岡 清美	3 番 岡島 史真
4 番 西村 志おり	5 番 大田 寛治	6 番 河野 八千代
7 番 中野 晴人	8 番 山近 洋祐	9 番 末永 恵子
10 番 高林 司	11 番 林 一志	12 番 木村 友則
13 番 名和田 栄治	14 番 林 弘幸	15 番 大田 裕美
16 番 木村 正雄	17 番 大汐 光晴	
18 番 深水 一男（会長職務代理者）		
19 番 大野 耕作（会長）		

5 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書 記	北村 実瑛

6 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 6 年 5 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、4 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 6 年 5 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名でございます。本日の出席委員は 19 名でございます。欠席委員は、おりません。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

3 番、岡島史真委員、4 番、西村志おり委員、よろしく願いをいたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 6 年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 986 m²。

譲受人は、●●県●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

譲渡人は、●●県●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、購入を予定している空家に隣接しており、空き家を購入し、定住して畑で野菜等を育てたいため。譲渡人は、高齢に

より耕作をしておらず、今後も耕作する予定はなく、購入者が耕作をする意思があるため譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。●●から南西へ約 1.6km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 引き続いて、当地区担当 5 番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番 5 番、当地区担当の大田でございます。

5 月 1 日に、大野会長、松永推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。

先ほど、事務局から説明がありました通り、空家に付随する農地、畑です。自家用の野菜を育てられるもので、何も問題はないと思います。

皆様方の、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
引き続き、番号 2 について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号 2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は 97 ㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、現在の土地所有者が農地として維持管理することが困難な状況にあるため、売買により取得することとした。譲渡人は、高齢なため、当該申請地を農地として維持管理することが困難な状況にあるため、譲受人へ売り渡すことにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 4 ページをご覧ください。●●から南南東へ約 400m に位置する農地です。

また、5 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続き、当地区担当 17 番、大汐委員、補足説明をお願いいたします。

17番

17番、大汐です。補足説明をさせていただきます。

5月1日、大野会長、事務局、また、推進委員の井上さんと私で現地を確認してまいりました。

位置図の方に示してありますように、申請地は、譲受人の●●さんの自宅のすぐ横にあり、管理もこれからされると思うんですけども、現在も、畑としてきれいに管理されております。

譲受人の●●さんですが、現在は●●にお住まいがあるんですが、ご実家が申請地の横にありますので、今後は●●の方からこちらに転居して、家族3人でこの農地を管理されていくと聞いております。

また、この周辺につきましては、だんだん荒廃していくなかで、少しでも活用してって、利用、管理してもらえるのは、とても良いことだと考えています。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和6年5月15日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は3,476㎡、ほか1筆。

譲受人は、●●市●●区●●町▲丁目▲番▲号、株式会社●●、代表取締役、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、太陽光発電設備です。

理由としまして、譲受人は、当地は日当たりがよく、譲渡人の意向と一致したため、太陽光発電設備として有効利用することにしました。譲渡人は、高齢になり耕作が困難な状況で、農作業の担い手や委託先も見つからず悩んでいたところ、売買の話があり太陽光発電設備として有効活用したほうがよいと判断しました。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から東北東へ約 1.4km に位置する農地です。

また、7 ページには公図、8 ページから 9 ページには土地利用計画図等を添付しております。

ここで、「農地法審査基準」7 ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれにも該当しない第 2 種農地となります。申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、本申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第 5 条第 2 項第 2 号に該当し、許可可能であると考えます。

次に一般基準ですが、「農地法審査基準」10 ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当 13 番、名和田委員、補足説明をお願いいたします

す。

13番

13番、担当の名和田です。

5月1日、大野会長、松田推進委員、事務局と私で、現地を確認いたしました。

現地は長年、何も耕作されておらず、原野化しておりました。

何の問題もないと思いますので、皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

引き続き、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿が畑、現況は荒廃、面積は124㎡、ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

転用の目的は、駐車場、通路、廃車置場及び廃タイヤ置場です。

理由としまして、譲受人は、車、廃車、廃タイヤを置く場所が必要なため。また、通路が必要なため。譲渡人は、●●市に住んでいるため管理ができない。いここに売却したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び10ページをご覧ください。●●から南西へ約200mに位置する農地です。

また、11ページには公図、12ページには土地利用計画図等を添付してお

ります。

ここで、「農地法審査基準」6ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、おおむね 300m 以内に市役所支所があり、第3種農地に該当しますので、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から1箇年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下及び地下浸透にて処理し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、本案件は無断転用案件であり、令和元年7月頃、農地転用許可申請をすることなく転用を行ったものです。申請者からは農地法について不確知であったこと、今後、農地法を遵守する旨の始末書が、長門市農業委員会会長宛てに提出されております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当12番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

1 2 番

12番、木村でございます。

5月1日、大野会長さん、事務局、野中推進委員さんとともに現地の確認をいたしました。

この申請地は、すでに埋立がされており、汚水といったものは出ません。

北側には川が接しており、3方には住宅がひしめいているような場所であり、事務局がおっしゃる通り、転用については何も問題はないと思います。

皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

17番

はい。

議長

はい、どうぞ。

17番

17番、大汐です。

ちょっと図面で教えていただきたいんですが、議案位置図の土地利用計画図の方に、通路と書いてある部分がありますよね。

▲▲番▲の地籍図の方には、この部分が赤線か何かで示されていないんですが、これも含めてと考えてよろしいのでしょうか。

事務局長
補佐

はい、ご説明いたします。

議案位置図等添付資料の10ページをご覧くださいと思うんですが、この対象地の北側に道路が通っておりますが、これは河川の管理用道路なんです、そこから枝分かれして今回の申請地を通りまして、南側の住宅地に日常的に車が通れる通路に、すでになっているという所でございます。

ですから、これはもう赤線でもない、ここを通られる皆さんは、農地と知らずに川べりから住宅地に向かって、行き来をされているという状況でございます。

以上ですが、よろしいでしょうか。

17番

はい、分かりました。

議長

ほかに、質問、ご意見などがあれば、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

ほかに、質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画及び農用地利用集積等促進計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画の申請があったので、審議を求める。

令和 6 年 5 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 6 年 6 月 1 日の公告となります。

従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。

使用貸借ですが、長門地区のみで、3 件 5 筆の 4,298 m²となります。

詳細につきましては、4 ページ以降をご覧ください。

次に、6 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借が、日置地区のみで、1 件 1 筆の 2,460 m²。

使用貸借が、三隅地区のみで、29 件 44 筆の 81,319 m²。

合計しますと、30 件 45 筆の 83,779 m²となります。

詳細につきましては、7 ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項及び中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること等の計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長	挙手多数であります。 よって、本件は、承認することに決定をいたしました。 引き続きまして、報告事項に入ります。 報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明に入らせていただきます。11 ページをご覧くださいと思います。 報告事項 1、土地現況証明報告でございます。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は 6.99 m²。 申請者は、●●▲▲番地▲、●●株式会社。 現地は水路及び道となっていたため、令和 6 年 5 月 1 日に大野会長、山近委員、村田推進委員、事務局とで現地を確認し、令和 6 年 5 月 1 日付けにて非農地として証明をしております。 ほか 1 件の、土地現況証明をしております。 報告事項 1 については、以上となります。
議 長	ただ今、事務局より報告事項 1 について、説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、説明いたします。12 ページをご覧ください。 報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。 番号 1。 通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 借受人は、●●▲▲番地、●●さん。 土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2,552 m²。 令和 6 年 4 月 16 日に合意解約しております。 ほか 2 件の、合意解約となります。 続きまして、13 ページをご覧ください。 農地中間管理事業に係る合意解約でございます。 番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●府●●市●●▲の▲の▲、●●さん。
借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。
転借人は、●●▲▲番地、●●さん。
土地の所在は、大字●●字●●▲▲番、地目は田、面積は 579 m²、ほか 4
筆。
令和 6 年 4 月 10 日に合意解約しております。
ほか 1 件の、合意解約となります。
報告事項 2 については、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 続きまして、報告事項 3 の説明をお願いします。

事務局長 それでは、説明をいたします。14 ページから 15 ページをご覧ください
らと思います。
報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用について、でございます。
番号 1。
内容としましては、「農村集落基盤再編、整備事業（中山間地域総合整備
型）新ながと地区」施行に伴い、道路用地として永年転用するという計画
でございます。
令和 6 年 4 月 5 日に受理しております。
以上でございます。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

（質問、意見なし）

議 長 報告事項は、以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐 それでは、事務連絡をいたします。
 次回の農業委員会定例総会ですが、令和 6 年 6 月 14 日、金曜日、9 時 30
分から、長門市役所本庁 3 階会議室で開催いたします。
 なお、現地調査につきましては、6 月 4 日、火曜日を予定しております。

該当する委員の皆様には、後日、事務局から集合時間等、連絡いたしますので、ご立会のほど、よろしくお願いをいたします。

事務連絡は、以上となります。

議 長

最後に、私から一点、お知らせをさせていただきます。

日置地区の農地利用最適化推進委員の欠員募集を行っていることから、候補者選考委員会を開催することになります。

これにあたり、「農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会設置規程」第 3 条により選考委員会を会長、職務代理者、委員 4 名以内、事務局長で組織するようになっていきます。委員 4 名の選任について、いかがいたしましょうか？

ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思います。

18 番

はい。

議 長

はい、どうぞ。

18 番

18 番、深水です。

事務局の方で、何か案を持っておられますか。

私は、日置地区からですね、誰かいらっしゃれば、日置地区の方が委員さんに入っていた方がいいのかなという気がいたします。

以上です。

議 長

事務局からお願いをいたします。

事務局長
補佐

はい、前回の、推進委員の選考委員会の時もそうでしたが、4 名ということで、長門、三隅、日置、油谷の各地区から 1 名、どなたかを選出させていただけたらと思っております。

前回につきましても、事務局、それから会長、職務代理者に一任をいただきまして、各地区から 1 人、代表者を選考させていただくという流れを考えております。

よろしいでしょうか。

18 番

はい、了解です。

議 長

ただ今、事務局からお伝えしましたように、推進委員の選考委員につきましては、各地区から 1 名ずつお願いをしていくということで、よろしいでしょうか。

深水委員、どうでしょうか。

18番

はい、それでいいと思います。

日置地区の方が、おそらく推進委員になられると思うんですけども、その人物等が分からないからですね、どういう人で、どういう経歴といたしておかしいですが、そういう、農業に対してどういう範囲の事をされているのかなという、そういうのがちょっとあったからですね、私は、できれば日置地区の方が入っていただいて、こういう方ですよ、ということが分かっただらいいなと思った次第です。

議長

では、事務局の案で、各地区から1名ずつということで、あとは事務局から決めていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議長

それでは、職務代理者、事務局により、委員の選考を行うことといたします。

6月の総会終了後に選考委員会を開催いたしますので、選考委員に選任された委員の方は、ご出席のほど、よろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。

お疲れでございました。

終了時間 午前10時24分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和6年5月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 島 史 真

議事録署名委員 西 村 志 お り